

保険会社向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p><b>【本編】</b></p> <p>Ⅲ－２－２－１ 子会社等の業務の範囲</p> <p>子会社等の業務の範囲については、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 保険会社の子会社が営む金融関連業務（法第106 条第 2 第 2 号に規定する金融関連業務をいう。以下同じ。）については、以下の範囲となっているか。</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p>⑧ リース業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>不動産を対象としたリース契約にあたっては、融資と同様の形態（いわゆるファイナンスリース）に限ることとし、一般向け不動産業務等の子会社対象会社が営むことができる業務以外の業務を行っていないか。</li> </ul> <p>(3) (略)</p>	<p><b>【本編】</b></p> <p>Ⅲ－２－２－１ 子会社等の業務の範囲</p> <p>子会社等の業務の範囲については、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 保険会社の子会社が営む金融関連業務（法第106 条第 2 第 2 号に規定する金融関連業務をいう。以下同じ。）については、以下の範囲となっているか。</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p>⑧ リース業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>不動産を対象としたリース契約にあたっては、<u>教育・文化施設、社会福祉施設等の公的な施設の整備・運営に係るものを除き</u>、融資と同様の形態（いわゆるファイナンスリース）に限ることとし、一般向け不動産業務等の子会社対象会社が営むことができる業務以外の業務を行っていないか。</li> </ul> <p><u>(注) 優越的地位の濫用及び利益相反取引の防止に係る管理態勢を整備するとともに、保険会社が不動産業務を営むことができないことに鑑み、実質的に不動産の売買及び賃貸の代理及び媒介を営むこととならないよう、法令等遵守の観点から事前に十分な検討・検証を行うこととしているか。</u></p> <p>(3) (略)</p>